



## 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1	陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする <b>陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用</b> を確保する。
15.2	森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす	2020年までに、あらゆる種類の <b>森林の持続可能な経営の実施</b> を促進し、 <b>森林減少を阻止</b> し、劣化した <b>森林を回復</b> し、世界全体で新規植林及び再植林を <b>大幅に増加</b> させる。
15.3	砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する	2030年までに、 <b>砂漠化に対処</b> し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの <b>劣化した土地と土壌を回復</b> し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	生物多様性を含む山地生態系を保全する	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、 <b>生物多様性を含む山地生態系の保全</b> を確実に行う。
15.5	絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに <b>絶滅危惧種を保護</b> し、また <b>絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる</b> 。
15.6	遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分と遺伝資源への適切なアクセスを推進する	国際合意に基づき、 <b>遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分</b> を推進するとともに、 <b>遺伝資源への適切なアクセス</b> を推進する。
15.7	保護対象動植物種の密漁・違法取引をなくし、違法な野生生物製品に対処する	<b>保護の対象</b> となっている <b>動植物種の密猟及び違法取引を撲滅</b> するための緊急対策を講じるとともに、 <b>違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処</b> する。
15.8	外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす	2020年までに、 <b>外来種の侵入を防止</b> するとともに、 <b>これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策</b> を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	生態系と生物多様性の価値を国の計画等に組み込む	2020年までに、 <b>生態系と生物多様性の価値</b> を、国や地方の <b>計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む</b> 。
15.a	生物多様性と生態系の保全・利用のために資金を動員する	<b>生物多様性と生態系の保全と持続的な利用</b> のために、あらゆる資金源からの <b>資金の動員及び大幅な増額</b> を行う。
15.b	持続可能な森林経営のための資金の調達と資源を動員する	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、 <b>持続可能な森林経営のための資金の調達</b> と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の <b>資源を動員</b> する。
15.c	保護種の密漁・違法取引への対処を支援する	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、 <b>保護種の密猟及び違法な取引に対処</b> するための努力に対する <b>世界的な支援を強化</b> する。